

第17回 法廷だより

2016年5月17日、第17回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

春の好天 傍聴席も満員

2016年5月17日午後3時30分より札幌地裁で、第17回口頭弁論期日が開かれました。好天に恵まれてか、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず裁判官が2人交代したため、以前にもあった「弁論の更新」という手続がとられました。その上で、被告からは5月10日



付けの準備書面（地震関係の反論書面）が提出され、原告側からは求釈明（裁判所に対し、被告に主張の補足説明を求めるように求めること）の書面を提出しました。

被告の主張と原告側求釈明

今回の被告の準備書面は、規制委員会審査を踏まえた北電の考える活断層の分布や想定される地震について述べ、泊原発の安全性が確保されていることの根拠の一部を主張するものでした。

ところで、この被告の準備書面の記載には、耐震性を確保する上で最も基本的な数値である基準地震動（科学的知見に基づいて想定することが適切なものとして策定される地震動）の変更について、図表で触れるのみで明確には主張されていませんでした。図表で示された基準地震動は、従来の基準地震動についての

考え方が大きく変更されているように見えるところ、この点の説明はされていませんでした。そこで、この点を説明するよう求める書面を提出するとともに、求釈明の内容について、今回の法廷で弁護団の菅澤弁護士が口頭で説明を行いました。

原告側弁護団からは、被告弁護団に対し、基準地震動を変更したのかどうかについてできればこの場で回答するよう求めましたが、被告弁護団は即答を避け、書面で回答するとの回答でした。

また、被告の今回の主張は、自然現象のうち地震に関するものだけでした。その他の自然事象についての主張の追加は、基準審査会の動向をみつつ検討するものの、地震以外について主張する予定は今のところまだないとのことでした。

原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の川原茂雄さんが意見陳述を行いました。

川原さんは昨年まで高校教員でしたが、高校教員として最初に赴任した地で高レベル

放射性廃棄物の問題に関する運動にかかわったことから、原発問題に関心を持つようになりました。福島原発事故の後には、原発出前授業として市民向けの講演活動を行っており、そこで自ら見聞した原発事故の被災地の実情を伝えていきます。法廷での意見陳述では、被災地の実情について、画像により具体例を示しながら紹介しました。そして、このような被害は人格権侵害であり、それを防ぐには原発の再稼働を止め、廃炉への措置をとるほかないと訴えました。（意見陳述の内容は2ページ）

今後の予定ほか

原告の求釈明への被告の回答は、6月末をめどになされとのことでした。原告からは、被告からの回答を待つて、8月1日までに書面で主張するという予定になりました。

次回期日は、8月9日午後3時30分からです。（なお、次々回は11月29日（火）午後3時30分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきたいと思います。